

## 令和2年10月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和2年10月20日（木）13時20分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員， 2 都築和子委員， 3 高畑強委員， 4 藤田諭史委員，  
6 立石泰夫会長， 7 田中渉委員， 8 内田猛委員， 9 杉原倫代委員，  
10 松岡一雄委員， 11 大前純一委員， 12 瀬川治会長職務代理者，  
13 福崎元文委員， 14 松原影明委員
4. 欠席委員 5 松本健委員
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也， 係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地証明願について  
議案第4号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について  
議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（農用地利用配分計  
画）について  
報告第1号 農地法第18条第6項解約通知報告について
8. 議 事  
局 長

ただいまより令和2年10月の農業委員会総会，定例会を始めさせていただきます。なお，5番松本委員より欠席の連絡を受けております。それでは，立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。定例会を開催したところ，ご出席いただきありがとうございます。天候につきましては，明日から崩れていくという予報でありますので，今日明日中に急いで農作業していただきたいと思っております。もう1点，聞くところによりますと，高度収益交付金につきましては，内容が見直されるということで，我々一般の農家は対象外となるという情報が

入ってきております。1反当り5万円の補助ということで、かなりの金額になると思っておりましたが、期待外れになりそうです。そうは言っても日々の農作業は進めていかなければならないので、皆さんよろしくお願ひします。それでは、議事に入りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

局長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしくお願ひします。

会長

改めまして、皆さんこんにちは。

それでは、令和2年10月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思ひますので、ご協力をよろしくお願ひします。

まず、本日の議事録署名人には、第7番の田中委員さん、第8番の内田委員さんの両名、よろしくお願ひします。

早速ですが、議案に入りたいと思ひます。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願ひいたします。

局長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページで、5案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転贈与の案件でございます。

本件の譲渡人は、本年に農地を相続したところですが、労力不足のため、農地の維持管理ができないため森様に贈与するものです。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転贈与を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が1町1反を超えることから、特に問題はないと思ひます。なお、申請地にはミカンを作付けすることとあります。

番号2ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は、平成20年に農地を相続により取得したところですが、申請地は自宅から離れており、形状が悪いため管理に困っておりました。一方、申請地は譲受人宅に近く、また自作地に隣接し耕作に便利であるた

め、所有権移転を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が1町5反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けすることとあります。

番号3ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は、本年8月に農地等の相続登記が完了したところですが、県外在住のため農地を処分するため譲受人に相談したところ、申請地は譲受人宅に隣接しており、耕作に便利であるため、所有権移転を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が1町を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けすることとあります。

番号4ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転贈与の案件でございます。

本件の譲渡人は、9月に申請地の相続登記が完了したところですが、相続した農地は申請地のみで、残りの農地13筆については譲受人である甥が相続により取得しています。そのため、申請地を甥に贈与するため申請を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転贈与を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が9反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けすることとあります。

次に番号5ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲渡人は、平成28年に相続により本申請地を取得しておりますが、滋賀県在住のため農地等を処分することを考えておりました。一方譲受人の譲受人はキウイ栽培農家となるため、平成21年に善通寺市に転入し3年間の研修を経た後、平成24年に新規就農された方です。今般、議案第2号番号6でご審議頂く土地を購入するにあたり、隣接する申請地について

も、併せて取得するため申請を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】についてについて、所有権移転売買を行うものであります。

本申請にあたり譲受人の取得後の総経営農地は1町5反を超え、下限面積要件を満たしており、所有農地も管理されておりますので特に問題はないと考えます。なお、申請地にはキウイを植栽することとあります。

以上、5案件、現況地目は田が2筆、面積は1,007㎡、畑が4筆、面積は1,451㎡、計6筆、2,458㎡であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第1号農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページ3ページで、6案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

借人は、現在高松市の賃貸住宅で生活していますが、こどもの成長に伴い手狭となっているため両親の所有する農地を借受け、自己住宅を建築するため本申請に至ったものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に住宅1棟平屋建 91.09 m<sup>2</sup>を建築するものであります。提出書類には、特に不備はなく、本転用についての近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は第1種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地であります。

次に、番号2ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買貸の案件でございます。

譲受人は現在申請地の南にある、学校所有の野球場で野球部が練習及び練習試合を行っています。年間100試合程度おこなっている練習試合の際には、野球観戦者の方は申請地に隣接した駐車場を使用していますが、9台分しかないので路上駐車しないよう野球部員が監視している状況です。そのため、駐車場に隣接する農地を取得し、駐車場を拡張しようとするものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する学校用地 25,840 m<sup>2</sup>を併せ利用地として、野球場利用者のため、普通車 25 台分、マイクロバス 1 台分の駐車場を整備するため転用申請するものです。提出書類には、特に不備はなく、本転用についての近隣農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農振農用地区域外の第2種農地であります。

次に、番号3ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

借人は、現在稲木町の賃貸住宅で生活していますが、子供の成長に伴い手狭となっているため両親の所有する農地を借受け、自己住宅を建築するため本申請に至ったものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として、分家住宅1棟平屋建 115.88 m<sup>2</sup>を建築するものです。提出書類には、特に不備はなく、本転用についての近隣農地関係者の方との調整を了しており、本

転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農振農用地区域外の第2種農地であります。

次に、番号4ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人のは、丸亀市郡家町で不動産業を営んでいる会社ですが、お客からの問い合わせがある善通寺市での分譲住宅を計画するため申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に分譲住宅4棟2階建298.00㎡を建築するため転用申請するものです。提出書類には、特に不備はなく、本転用についての近隣農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農振農用地区域外の第2種農地であります。

次に、番号5ですが、【申請人読み上げ】の案件でございます。

譲受人は大阪市東成区に本社を置き、金属製品の製造加工及び販売を行っている会社です。善通寺市には四国工場がありますが、昭和37年より操業しているため、建物の老朽化が進んでいます。そのため、新工場建設の計画をしたものです。

本申請は【申請地読み上げ】に工場1棟平屋建1,049.76㎡を建設するため転用申請するものです。提出書類には、特に不備はなく、本転用についての近隣農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。

なお、本申請地は農振農用地区域外の第2種農地であります。

次に、番号6ですが、【申請人読み上げ】所有権移転売買の案件でございます。

譲受人は、議案第1号番号5でご説明しましたとおり平成24年に新規就農された方ですが、現在賃貸住宅に住んでいます。善通寺市に永住するため、今般申請地に隣接する宅地建物の購入を計画したところですが、建物の一部が申請地に建てられているため転用申請するものです。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として、農家住宅1棟平屋建、129.72㎡、住宅1棟平屋建、69.68㎡、物置1棟平屋建、

20.91 m<sup>2</sup>を購入するものです。

申請人は、平成8年に農地法の許可を受けずに造成、増築工事を行い居宅として利用しておりました。山地様は、農地法を熟知していなかったため、当時行わなければならない農地法上の手続きを失念し無断で転用しておりますが、近隣の農地関係者の方との調整を了していることや提出書類に不備もないこと、また始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。

なお、本申請地は農振農用地区域外の第2種農地であります。

以上、6案件、登記地目は田が6筆、転用面積は4,256 m<sup>2</sup>、畑が2筆、転用面積は253 m<sup>2</sup>の合計8筆、転用面積は4,509 m<sup>2</sup>となっております。県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号1については〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。先日委員4名で現地調査を実施しました。

フェンスで囲まれた畑の一部を転用するもので、特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号2は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。先日委員4名で現地調査を実施し、話を伺いました。転用につきの問題は特段ありませんが、隣接農地所有者である〇〇さんから、用水路の現形が無くなっている状態であるので、田に水を入れるための用水についての話は、〇〇さんと〇〇で行えばよいのでしょうか。

事務局

転用者である尽誠学園が転用する農地は水路に接しているため、工事する区域について改めて地元土地改良区の総代、理事に境界の立会をお願いすることとなります。その上で、〇〇は民地である申請地の範囲内で工事を実施することとなります。

水路を復元するのであれば、その水路を管理している土地改良区が行うこととなり、費用については受益者が負担することとなります。

会長

市単土地改良事業で採択の場合、25%が地元負担となります。

続きまして、番号3・番号5は〇〇町、番号4は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。先日委員4名で現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号6は〇〇町ですので、〇〇地区の委員として、私が申し上げます。

この土地につきましては、5月に転用申請が出された案件と同じ場所で、特段問題は無いと思います。

それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会長



ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第3号、非農地証明願について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、非農地証明願について、議案書の4ページで1案件でございます。

本件は、証明を受けようとする土地である、【申請地読み上げ】につきましては、平成元年頃より、隣接する畑への進入路として使用しているものであります。

当該地は、農地法施行規則第29条第1号の規定による、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又は農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合に該当し、その面積も200㎡未満であり、農作業の効率を上げる目的で転用された土地であるため、農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。なお、本申請地は農業振興地域外の第2種農地であり、特に問題は無いと考えます。

以上1件、登記地目は、畑が2筆、61.60㎡の案件であり、提出書類に不備もなく、非農地証明の可否については可とすることが相当であると考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

〇〇委員

はい。先日、現地を見てきました。畑への進入路として使用されており、特段問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、非農地証明願につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして議案第4号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、先ほどの議案3号の後の地図の後ろにありますので、お手数ですがページをめくっていただいて、議案第5号のページをお開きいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項には、「同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」と規定されております。ご承知のとおり、本市におきましては、6月と11月の年2回、農用地利用集積計画を定めております。ページをめくっていただいて、両面印刷してあります集積計画の議案の1ページ目から37ページ目までは今回の利用権設定の申請があった農用地利用集積計画の明細となっております。それでは議案第4号の最終ページにあります集計表を記載してあるページをお開きください。

今回の農用地利用集積計画は、香川県農地機構の105筆、101,522㎡を

含めて、総件数 189 件、319 筆で、面積は 298,200 m<sup>2</sup>であり、うち新規は 142,154 m<sup>2</sup>、更新は 156,046 m<sup>2</sup>であります。なお、利用権設定率は、全農地の 30.9%であります。今回提出されました農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

なお、本日の農業委員会農地専門部会において農用地利用集積計画が決定した場合は、農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定で、「同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅延なく、その旨を公告しなければならない。」と規定していることから、善通寺市が公告する予定であり、今回の公告日は、10 月 30 日を予定しております。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問はありませんか。

高畑委員

今回の集積計画では、約 30 ヘクタールの利用権が設定されているが、毎年どれくらいの面積が設定されているのでしょうか。

局 長

過去の資料を持ち合わせておりませんので、正確な数字を申し上げることは出来ませんが、利用権の設定率は、概ね 30%前後で推移しております。

会 長

利用権設定率の全体目標は 80%となっておりますが、この数値は難しいものと思いますが、委員の皆様方には少しでも目標の数値に近づけるよう頑張ってください。

ほかにご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第5号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（農用地利用配分計画）についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第5号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（農用地利用配分計画）について、ご説明いたします。本計画（案）は香川県の農地中間管理機構であります香川県農地機構が農地の所有者から農地を借上げ、農業者に貸付けるものであります。本計画（案）につきましては、105筆、面積は101,522㎡となっており、農用地利用集積計画と同日の10月30日に公告することにより、農地中間管理機構が所有者から受け手に農地を転貸するという手続きの流れとなります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第5号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画（農用地利用配分計画）について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号につきましては、原案のとおり決定をいたします。

これで本日の議案審議については、終了いたしました。

続きまして、報告に移ります。報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認についてご説明いたします。議案書の最終ページで、1案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、賃残存小作地の合意による解約通知でございます。

本通知に係る農地は残存小作地でありましたが、賃借人の労力不足ため解約するものです。

本件は、【申請地読み上げ】について残存小作の解消を行うものであり、離作補償はありません。提出書類に不備はなく、何も問題はないと考えております。なお解約後は、所有者が耕作するとのことであります。

今月は以上1件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、報告第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ありがとうございました。

これをもちまして、10月の農業委員会総会(定例会)を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時12分 終了